

令和3年度指定採水員指定講習会（第2期）について

1. 「指定採水員指定講習会」とは

福岡県（北九州市及び大牟田市を除く区域）における浄化槽法第11条に基づく水質検査の試料は、浄化槽検査員が採水する場合を除き、福岡県の指導監督のもとに当協会が開催する講習会（以下、「指定講習会」という。）を受講した者（以下、「指定採水員」という。）が採水したものでなければならないと規定されています。

「指定講習会」は、新たに指定採水員の指定を受けようとする方、並びに既に指定採水員である方がそれぞれ引き続き3年間の指定を受けるための講習会です。

今回の指定講習会の受講による指定採水員の指定期限は、令和7年3月31日までとなります。

2. 対象者

（1）福岡県（北九州市及び大牟田市を除く区域）で登録している保守点検業者または市町村の許可を受けている浄化槽清掃業者並びにその従業員であって、次のいずれかに該当する方（新規）。

- ① 浄化槽管理士の資格を有する方。
- ② 浄化槽管理士資格取得見込みの方（浄化槽管理士試験合格者又は浄化槽管理士講習修了者）。

※②の方は、以下のことにご留意ください。

- 本講習会申込み前に必ず「浄化槽管理士免状の交付申請手続き」を行って下さい。
- 「浄化槽管理士免状番号」欄に「取得見込み」とご記入の上、浄化槽管理士試験の「合格証書」の写し又は、浄化槽管理士試験講習会の「修了証書」の写しを添付して下さい。
- 「浄化槽管理士免状」を取得後は、必ず当協会まで免状の写しをFAXして下さい。

（2）指定採水員の更新期限が令和4年3月31日をもって満了する方で、引き続き指定採水員の指定を受けようとする方（更新）。

- 更新期限が令和4年3月31日をもって満了する方は必ず受講して下さい。
- 該当者が所属する事業所には、該当者の名簿を（7月1日時点）添付しています。
- 第1期指定講習会を受講の方についても記載されておりますので、あらかじめご了承ください。

（3）指定採水員の更新期限が令和4年4月1日以降に満了する方で、引き続き指定採水員の指定を受けようとする方（更新）。

3. 申込方法

裏面の「指定採水員指定講習会申込書」をFAXして下さい。（FAX (092)947-3636）

用紙が不足する場合、裏面の「指定採水員指定講習会申込書」をコピーしてお使いいただくか、当協会ホームページ（www.fjkyo.or.jp）からダウンロードしてお使い下さい。

4. 申込期限

令和3年9月17日（金）まで

※ 令和3年度中に実施予定の講習会の全日程（開催日及び受付期間等）は、別紙2を参照して下さい。

個人情報につきましては、個人情報保護法及び当協会個人情報保護法規定に基づき適正に管理致します。